

## 議会運営委員会行政視察報告書

- 1 視察期間 自 平成21年11月5日  
2日間  
至 平成21年11月6日
- 2 視察都市 福島県会津若松市  
埼玉県戸田市
- 3 参加者 山田委員長、小木副委員長、松野委員、西島委員、  
野崎委員、鈴木喜文委員、稲垣委員、川村委員  
八木啓仁議長、鈴木昭二副議長  
随 行 橋本事務局長、堀江議事係長
- 4 視察事項 (1) 市の概況について(2市)  
(2) 議会運営の状況について(2市)  
(3) 議会基本条例等の制定について(会津若松市)  
(4) 議会改革・活性化の取り組みについて(戸田市)
- 5 考 察 次のとおり

会津若松市 人口：127,893人、面積：383.03 km<sup>2</sup>（平成21年4月1日現在）

## 1 議会基本条例等の制定

会津若松市議会基本条例は、市民参加を基軸とした新たなマネジメントサイクルモデルの確立と実践によって、積極的な政策形成を行い、まちづくりに貢献していくことを目指したもので、平成19年6月定例会において可決、制定されたものである。

この議会改革のスタートは、19年5月の選挙後の初議会に正副議長選挙を立候補制として実施し、議会改革を公約とした候補者が当選した。6月に議長より議会改革について提言がなされ、7月に議会制度検討会が設置された。この委員会は、市議会議員ほか公募による市民と学識経験者で構成され、20年6月の答申を目指して検討が行われたものである。

当初は、議会のあり方（議会基本条例）を明確にし、その中で議員のあり方（政治倫理条例）を見定めようとしたが、検討の中で、議会基本条例で標榜する市民参加を推進するための前提として、議員が市民から信頼を得る基盤が政治倫理条例であることを再認識した結果、議会基本条例と同時に政治倫理条例も制定されることとなった。

議会基本条例の内容的な特色としては、基本的な方向性を「市民参加＋議員間討議＝参加、協働、議論、政策」としたほか、そのための達成手段として、**広報広聴委員会**、**市民との意見交換会**、**政策討論会**を政策形成サイクルとして位置づけていることである。

この政策形成サイクルとは、問題発見から課題の設定や問題の分析までの政策研究のために、**市民との意見交換会**を踏まえ、**広報広聴委員会**にて問題の整理や課題を設定し、**政策討論会**にて重要性の分析などの政策づくりを行うというものである。

この政策形成サイクルの起点として議会基本条例施行日に**広報広聴委員会**を立ち上げ、**市民との意見交換会**開催要領を制定し、20年8月には第1回意見交換会が開催された。この**意見交換会**は市内15会場で開催され、294人の参加者から215件の意見が出された。そして**広報広聴委員会**において215件の意見を7分野に分類し、解決・実現すべきテーマの設定が行われ、**政策討論会**などで検討するための課題を10項目に設定し、20年10月の第1回**政策討論会**において課題の確認がなされた。なお、**政策討論会**は全議員の「全体会」、常任委員会に対応する「分科会」及び「**議会制度検討委員会**」の3部構成とのことである。

この**政策討論会**の具体的取り組みとして、全体会のテーマのひとつに「水道事業の民間委託」が掲げられ、議員間討議や意見交換会での市民の意見により最終的な論点整理を行い、21年2月定例会で審議、議決され、水道事業の第三者委託を行うことになったとのこ

とである。

このように会津若松市の議会基本条例は、議会の政策提言や政策立案に焦点をあて、政策形成サイクルの構築を行うことで、市民の多様な意見を反映できる合議体としての議会づくりを通して、議会として市民の負託にこたえていこうとするものである。全国の議会からもその動向が注目を集めているところでもあり、議会基本条例の運用事例としては、引き続き注視していく必要があると考える。政策決定をいかに市政に反映させていくのか、全議員の資質向上を図る中で、この制度を構築することが必要と考える。

戸田市 人口：120,973人、面積：18.17 km<sup>2</sup>（平成21年4月1日現在）

## 1 議会改革・活性化の取り組み

戸田市では、平成14年の議会運営委員会において一般質問の時間制限等の協議要望があり、取り扱いを協議した結果、委員8名による特別委員会を設置すると決定し、15年2月臨時会において**議会改革特別委員会**が設置され、現在まで継続した取り組みが続けられている。

この議会改革特別委員会の運営方針は、月1回の開催を目安に、2項目程度のテーマを議題とし、まず自由討議により方向性を見出し、会派持ち帰り等を含めて意見の一致を目指し、多数決は極力避ける運営を行っている。

その取り組みの結果として、市民に開かれた議会とするため、定例会中の常任委員会の議案及び請願を公開対象とするなどの委員会傍聴規程及び同施行細則を制定、わかりやすく白熱した論戦になるように**初回のみ総ざらい質問・答弁で2回目から一問一答方式の導入**、議員1人当たり人口や議会の権限など広範な議論を重ねた結果の議員定数の見直し、議会の監視機能強化の観点から議決事件を追加するための議決事件に関する条例の制定、まちづくり特別委員会や交通環境対策特別委員会など常設的な特別委員会の廃止、倫理のみにとらわれず議会、議員のあり方も含めた議員信条の制定などを実施した。また、今後の課題等としては、市民に信頼、期待される議会となるためには、議会が市民の中に入って情報を発信していく必要があること、議会基本条例の制定も視野に入れて積極的な議会改革を推進していくことなどが確認された。

一般質問における一問一答方式は、次のように申し合わされていた。

(1) 質問については、議員席（最前列）前に設置した質問席で行うこと。

- (2) 質問時間（答弁は除く）は、35分以内とする。
- (3) 質問時間の計り方は、起立して質問を開始した時点から、質問を終了した時点までとする。
- (4) 発言は、通告した順番の件名ごとに、1回目は総ざらい質問・答弁とする。2回目から要旨ごとの一問一答方式とする。なお、質問する要旨の順番は自由とする。
- (5) 質問回数は制限しない。ただし、押し問答式の質問・答弁は控えること。
- (6) 質問を終了した件名については、再度の質問はできないものとする。

その他、質問の通告に当たっては、件名、要旨を具体的に記入することとし、明確な質問・答弁とするため当局と事前調整を十分に行うことや、通告書様式には調整日時や場所を記載するようになっていた。また、一問一答方式の導入により質問・答弁時間が平均して1人当たり50分ぐらいになったこと、傍聴者から見て一般質問がわかりやすくなったこと、当局側は答弁に備え十分に準備するようになったこと、議員側は一般質問の場で自分の主張を明確にできるようになったことなどの説明があった。

このように戸田市においては、議会改革特別委員会において継続的に議会改革の取り組みを行っていたが、それらの多くは市民から見てわかりやすく、より開かれた議会を目指したものと言える。また、一問一答方式が本会議での審議を充実させることになるのであれば、本市でもこれから検討していく必要があると考える。